

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第11号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則（林務課）	1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第13号）

- 1 学校教育法の一部改正により、専修学校（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には、専攻科を置くことができることとされ、専修学校の特定専門課程を修了した者は、同法の規定により専門士と称することができることとされること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。
- 2 専修学校設置基準等の一部改正により、専修学校の専門課程における全課程の修了要件が、授業時数又は単位数によるものから単位数によるものに限られること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第13号

兵庫県立森林大学校管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立森林大学校管理規則（平成28年兵庫県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表森林林業専門課程の項中「専攻科」を「森づくり創造科」に改める。

第3条中「時間数」を「単位数」に改め、「別表の基準により」を削る。

第13条第1項中「各学年の」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（専門士の称号）

第13条の2 大学校の森林林業専門課程を修了した者は、専門士（農業専門課程）と称することができる。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の兵庫県立森林大学校管理規則第2条、第3条、第13条第1項及び第13条の2の規定は、この規則の施行の日以後に兵庫県立森林大学校に入学する者について適用し、同日前に兵庫県立森林大学校に入学した者については、なお従前の例による。